

滋賀県国民保護計画(変更案)の概要

総務・企画・公室常任委員会 資料6-1
令和8年(2026年)8月5日
知事公室防災危機管理局

1 滋賀県国民保護計画

- 武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態の際、国からの指示のもと、住民の生命、身体および財産を保護し、被害を最小にできるよう、あらかじめ国民保護法や「国民の保護に関する基本指針」に基づき、地方公共団体や指定地方公共機関等の役割等を定めるもの。

2 変更の趣旨

- 令和8年3月末に国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更に伴い、本計画を変更するもの。

3 スケジュール

◆ 経過

令和8年3月31日 「国民の保護に関する基本指針」の一部変更
令和8年5月下旬 庁内各部局・指定地方公共機関への意見照会
令和8年7月17日 滋賀県国民保護計画部会 開催

◆ 今後の予定

令和8年8月5日 総務・企画・公室常任委員会での説明
令和8年8月26日 滋賀県国民保護協議会 開催
令和8年9～10月頃 閣議決定
令和8年11月頃 11月議会定例会にて議長報告

4 主な変更内容(国の基本指針の変更に伴うもの)

(1) 救援の充実

ア 救援項目に「福祉サービスの提供」を追加

- 避難生活において要配慮者への支援を適切に実施するために追記。

イ 「保健医療福祉調整活動のための体制整備」を追加

- 保健・医療・福祉の連携を行うため、自然災害と同様、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制の整備を図る旨を追記。

(2) 国民保護訓練等の成果反映

ウ 事業者との連携強化

(「協定を活用した連携や研修会への参加」を追加)

- 災害時の応援協定等を活用したの連携や指定地方公共機関等に対する研修会等への参加を求めることを明記(努力義務)。

(3) シェルター確保の更なる推進

エ 国による新たな「緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針」に基づく「避難施設の指定推進」を追加

- 有事の際、弾道ミサイル攻撃等への備えを強化するため、市区町村単位での人口カバー率の達成、民間施設(地下施設を含む)の活用等

【参考】 滋賀県国民保護計画部会(※)からの意見

(有識者からの意見)

○計画変更案については、特段の意見なし。

○その他意見

(1)要配慮者の「避難・輸送」について

- 地域の福祉車両や運転手の確保など有事の輸送体制を整備すべき。

(2)福祉サービスを提供する事業者との連携強化について

- 福祉サービス事業者との協定締結を強化し、実践的な訓練を実施すべき。

(3)緊急一時避難施設の指定および周知

- 身近な民間施設の指定を進め、平時から視覚的に認識できるよう看板等の設置など工夫をすべき。
- アプリ等のデジタル手段に加え、デジタル技術を使えない方への紙媒体などを活用した周知が必要。

⇒いただいた意見は、今後の取組に適切に反映

※ 本部会は、重要事項について、専門的視点から集中的に議論を行うために、国民保護協議会のもとに設置。